

第5版
「自閉症スペクトラム支援士」
認定申請のてびき
(令和6年4月1日から実施)

NPO 法人日本自閉症スペクトラム支援協会
日本自閉症スペクトラム学会
The Japanese Academy of Autism Spectrum
資格認定委員会

目次

| | |
|---------------------------------|--------|
| 日本自閉症スペクトラム支援士資格申請要件及び認定要件 | P.2～3 |
| I.自閉症スペクトラム支援士申請について | |
| 1 自閉症スペクトラム支援士（STANDARD）の申請について | P.4～5 |
| 2 自閉症スペクトラム支援士（ADVANCED）の申請について | P.6～7 |
| 3 自閉症スペクトラム支援士（EXPERT）の申請について | P.8～10 |
| II.諸費用について | P.11 |
| III.書類送付について | P.11 |
| IV.資格の取り消しについて | P.11 |
| V.その他 | P.11 |

〈自閉症スペクトラム支援士資格取得の目標〉

| | |
|----------|--|
| STANDARD | 自閉スペクトラムの理解と支援に関する基本的な知識を有しており、自閉スペクトラム児・者への支援を一定期間行っている人材であること。 |
| ADVANCED | 豊富な実践経験を生かし、学校や職場でリーダーとして活躍できる人材であること。 |
| EXPERT | 専門性を生かし、学校や職場でリーダーとして活躍できる人材であることと併せて、人材育成のための研修講師等を担うことのできる人材であること。 |

【資格申請要件】

日本自閉症スペクトラム学会の会員(個人会員)で、次のいずれかを満たしていなければならない。

- [1] 学校(幼・小・中・高・大・専修学校等)の教員
- [2] 公的な児童相談機関の職員(非常勤職員を含む)
- [3] 保育所や児童福祉施設の職員(保育士、指導員、各種専門職員(非常勤職員を含む))
- [4] 日本自閉症スペクトラム学会が指定する民間の自閉症指導機関の職員(非常勤職員を含む)
- [5] その他、自閉症に関連する医療機関(医師、看護師、理学療法士、言語聴覚士等)やその他の自閉症に関連する職種に従事する者、および従事していた者
- [6] 学校心理士・臨床心理士・臨床発達心理士等の関連資格を有する者
- [7] 大学・大学院の学生等で、現在、自閉症スペクトラム支援士(EXPERT)の資格を有するスーパーバイザーの指導の下に自閉症の臨床・研究に携わっている者
- [8] その他、認定資格があると学会が認めた者

注意事項

- * 「自閉症スペクトラム支援士」の認定対象は、日本自閉症スペクトラム学会の会員です。
 - * 「自閉症スペクトラム支援士」申請希望者は、申請書に加え、STANDARD・ADVANCED・EXPERTの各種別に応じて、添付する書類がそれぞれ必要になりますので、確認のうえ申請してください。書類に不備があると、審査を受けられませんのでご注意ください。申請書の記入にあたっては、用紙に書かれた指示に従ってください。
 - * 申請書類は、簡易書留にて郵送してください。
 - * 資格認定委員会は年2回(3月と8月)開催予定です。申請書の受付日によっては、直近に開催される資格認定委員会ではなく、その次の委員会にて審査される場合がありますので、ご了承ください。
- 尚、申請者の受付の締め切りは資格認定委員会の約1ヶ月前になります。

自閉症スペクトラム支援士資格認定要件

| | STANDARD | ADVANCED | EXPERT |
|--------------|---|--|--|
| 資格認定講座・事例研究会 | 6領域から9ポイント以上取得 6領域 (医療、福祉、アセスメント、教育、心理、関連のうち、5領域以上受講すること) | 自閉症スペクトラム支援士(STANDARD)資格取得後、20ポイント以上取得 (うち教育・福祉各3ポイント以上、医療・心理・アセスメント各2ポイント以上を含むものとする。 なお、事例研究会参加1ポイント及び発表2ポイント以上を含むことができる) | 自閉症スペクトラム支援士(ADVANCED)資格取得後、10ポイント以上取得 (うち事例研究会での発表2ポイント以上を含むものとする) |
| 研究大会 | 研究大会2日間参加 | 自閉症スペクトラム支援士(STANDARD)資格取得後、研究大会2日間参加 | 自閉症スペクトラム支援士(ADVANCED)資格取得後、研究大会2日間参加 |
| 実践歴 | 過去5年間において1年以上の実践(職歴) 常勤・非常勤問わず、在職証明(職歴) 職歴のない場合は実習48時間以上 | 自閉症スペクトラム支援士(STANDARD)としての2年以上の実践(職歴) 常勤・非常勤問わず、在職証明(職歴) | 自閉症スペクトラム支援士(ADVANCED)としての3年以上の実践(職歴) 常勤・非常勤問わず、在職証明(職歴) |
| 研究歴 | | 自閉症スペクトラム支援士(STANDARD)資格取得後、以下のア～ウのいずれか2件以上 ア. 本学会の研究大会での筆頭発表(口頭・ポスター・シンポジウム等) イ. 学会誌「自閉症スペクトラム研究」への論文掲載 ウ. その他学術誌等への論文掲載 | 自閉症スペクトラム支援士(ADVANCED)資格取得後、以下のア～ウのうち3件以上 (アを1件、イを1件含むものとする) ア. 本学会の研究大会での筆頭発表(口頭・ポスター・シンポジウム等) イ. 学会誌「自閉症スペクトラム研究」への論文掲載 ウ. その他学術誌等への論文掲載 |
| 試験 | 講座受講後、修了試験を受けて合格すること | | 面接試験を受けて合格すること |

※資格認定講座の関連領域(自閉スペクトラム児・者を取りまく法律問題、食育や健康、歯科衛生など)

※修了試験は、資格認定講座を5領域以上の受講後、受験できる。1回合格すれば5年間有効。設問40問中30問正解で合格する。

※事例研究会への参加は、自閉症スペクトラム支援士資格取得者を対象とする。

※受講ポイント、修了試験合格証、大会参加証の有効期限は5年とする。

I. 自閉症スペクトラム支援士申請について

1 自閉症スペクトラム支援士 (STANDARD) の申請について

(1) 申請に必要な書類等について

- ① 自閉症スペクトラム支援士申請書 (I・II) 各1通
- ② 写真 5cm×4cm 2枚
写真は、ア.申請書貼り付け用、イ.認定証カード用、の計2枚必要。裏面に記名のこと。また、画像のきめが粗いものや不鮮明な写真は避け、撮影後1年以内のものとする。認定証カード用写真は、クリップで、申請書に添付する。
- ③ 申請料郵便振替受領証の写し又は振込明細票 (申請料 10,000 円)
※紛失を避けるため、A4用紙に糊付けしてご提出ください。
- ④ 必要な添付書類 (下記(2)に説明)
※申請書 (II) の資料 No.と同じ No.をそれぞれの証明書の右上に記入のこと。

(2) 申請書に添付する書類について

- ① 資格認定講座受講歴
取得要件 6領域から9ポイント以上 (5領域を超えて受講すること)
■講座受講証の写し
- ② 研究大会参加歴
取得要件 研究大会2日間参加
■研究大会参加証の写し
- ③ 職歴または実習歴
取得要件 過去5年間において1年以上の実践、または48時間以上の実習
■ (保護者/ご家族の場合) レポート 2点 (テーマは別紙参照)

■在職証明書 (別紙1) 又は 実習証明書・実習時間報告書 (別紙2・3)
・在職証明書 (別紙1) 実習証明書 (別紙2) は、所属長又は実習先による証明と公印が必要。実習時間報告書 (別紙3) は、申請者が記入する。
・在職証明書が複数必要な場合は、用紙をコピーして使用する。
・5年以内に1年以上の勤務歴があれば、在職証明書は1枚のみの提出でよい。
- ④ 修了試験
■合格証の写し
※5領域6ポイント以上の資格認定講座受講後受験することができる。

※過去5年間において1年以上の実践 (職歴) の要件を満たしていない場合は、学会の指定する実習先にて実習ができる。実習終了時に実習先に実習証明書 (別紙2) を書いてもらい、上記の書類と一緒に申請する。

※受講ポイント、研究大会参加証、修了試験合格証の有効期限は5年とする。

(3) 認定審査及び登録について

- ① 受理された申請書類は、次に開催される資格認定委員会 (年2回、3月と8月に開催予定) にて審査され、審査結果が各申請者に通知される。
「自閉症スペクトラム支援士 (STANDARD)」として認定された申請者は、所定の期間内に登録手続きを行う (登録料 30,000 円)。登録完了者に「自閉症スペクトラム支援士 (STANDARD)」の認定証及び認定証カードが送付される。
- ② 「自閉症スペクトラム支援士 (STANDARD)」の有効期限は資格認定委員会開催日の翌月初日からの5年間とする。

(4) 資格更新について

(自閉症スペクトラム支援士 (STANDARD) の有効期限 5 年間の終了後さらに 5 年間の延長を希望する場合)

資格を更新するためには、以下の要件を満たすことが必要である。

資格取得後の 5 年間に、以下の①～③のうちから 8 ポイント以上 を取得するものとする。

- ① 資格認定講座を受講 (1 講座 1 ポイント)
- ② 事例研究会に参加 (1 回 1 ポイント)、発表 (1 回 2 ポイント)
- ③ 研究大会 (オンライン開催含む) に参加 (1 日 3 ポイント、両日参加 6 ポイント)

※更新申請期間は、有効期限の前後 6 ヶ月間とする。有効期限を 6 ヶ月以上過ぎての更新申請は原則としてできない。

(5) 資格更新申請に必要な書類等について

- ① 自閉症スペクトラム支援士更新申請書 (I・II) 各 1 通
- ② 写真 5 cm×4 cm 2 枚
写真は、ア.申請書貼り付け用、イ.認定証カード用、の計 2 枚必要。裏面に記名のこと。また、画像のきめが粗いものや不鮮明な写真は避け、撮影後 1 年以内のものとする。認定証カード用写真は、クリップで、申請書に添付する。
- ③ 申請料郵便振替受領証の写し又は振込明細票 (資格更新申請料 5,000 円)
※紛失を避けるため、A4 用紙等に糊付けしてご提出ください。
- ④ 取得ポイントを証明する受講証または参加証の写し
※申請書 (II) の資料 No. と同じ No. をそれぞれの証明書の右上に記入のこと。

(6) 認定更新審査及び登録について

受理された申請書類は、次に開催される資格認定委員会 (年 2 回、3 月と 8 月に開催予定) にて審査され、審査結果が各申請者に通知される。認定更新を認められた申請者は、所定の期間内に登録手続きを行う (更新登録料 15,000 円)。

登録完了者に「自閉症スペクトラム支援士 (STANDARD)」の認定証及び認定証カードが送付される。

注意事項

- ① STANDARD の申請・更新時に一度使ったポイントは、次回更新、または種別変更申請には使えません。
- ② 申請には資格認定講座受講証、研究大会参加証の写しが必要です。参加の際はお手元にて保管をお願いいたします。

2 自閉症スペクトラム支援士（ADVANCED）の申請について

※自閉症スペクトラム支援士（STANDARD）取得後、2年を経過すれば、必要条件を満たした上で、資格種別変更（STANDARD→ADVANCED）を申請することができる。有効期限を過ぎての種別更新申請はできない。

（種別変更申請料 5,000 円・種別変更登録料 15,000 円）

(1) 申請に必要な書類等について

- ① 自閉症スペクトラム支援士申請書（Ⅰ・Ⅱ）各1通
- ② 写真 5 cm×4 cm 2枚
写真は、ア.申請書貼り付け用、イ.認定証カード用、の計2枚必要。裏面に記名のこと。また、画像のきめが粗いものや不鮮明な写真は避け、撮影後1年以内のものとする。認定証カード用写真は、クリップで、申請書に添付する。
- ③ 申請料郵便振替受領証の写し又は振込明細票（種別変更申請料 5,000 円）
※紛失を避けるため、A4用紙等に糊付けしてご提出ください。
- ④ 必要な添付書類（下記(2)に説明）
※申請書（Ⅱ）の資料 No.と同じ No.をそれぞれの証明書の右上に記入のこと。

(2) 申請書に添付する書類について

- ① 学歴
■最終学歴の証明書又は卒業証書の写し
- ② 学位・免許・資格
■学位・免許・資格証の写し等、資格を証明するもの
但し、免許・資格については資格申請要件にてらして、「自閉症スペクトラム支援士」の資格に関連するものとする。教員免許・保育士・医師・看護師・公認心理師・心理士等
- ③ 資格認定講座受講歴
取得要件 自閉症スペクトラム支援士（STANDARD）資格取得後、20ポイント以上（うち教育・福祉各3ポイント以上、医療・心理・アセスメント各2ポイント以上を含むものとする。なお、事例研究会参加1ポイント及び発表2ポイント以上を含むことができる）
■講座受講証の写し
- ④ 研究大会参加歴
取得要件 自閉症スペクトラム支援士（STANDARD）資格を取得した後、研究大会2日間参加
■研究大会参加証の写し
- ⑤ 実践歴
取得要件 自閉症スペクトラム支援士（STANDARD）資格を取得した後、2年以上の実践・（常勤・非常勤問わず）職歴
■在職証明書（別紙1）
・在職証明書（別紙1）は、所属長による証明と公印が必要。
- ⑥ 研究歴
取得要件 自閉症スペクトラム支援士（STANDARD）資格取得後、以下のア～ウのいずれか2件以上を満たすこと
ア 本学会の研究大会での筆頭発表（口頭・ポスター・シンポジウム等）〈注1〉
イ 学会誌「自閉症スペクトラム研究」への論文掲載
ウ その他学術誌等への論文掲載（自閉スペクトラムに関するもの）
〈注1〉シンポジウムの筆頭は、企画者とする
■研究発表の概要を示す資料等を添付

(3) 認定審査及び登録について

- ① 受理された申請書類は、次に開催される資格認定委員会にて審査され、審査結果が各申請者に通知される。「自閉症スペクトラム支援士 (ADVANCED)」として認定された申請者は、所定の期間内に登録手続きを行う (登録料 15,000 円)。登録完了者に「自閉症スペクトラム支援士 (ADVANCED)」の認定証及び認定証カードが送付される。
- ② 「自閉症スペクトラム支援士 (ADVANCED)」の有効期限は資格認定委員会開催日の翌月初日からの 5 年間とする。

(4) 資格更新について (自閉症スペクトラム支援士 (ADVANCED) の有効期限 5 年間の終了後さらに 5 年間の延長を希望する場合)

資格を更新するためには、以下の要件を満たすことが必要である。

資格取得後の 5 年間に、以下の①～③のうちから 12 ポイント以上を取得するものとする。

- ① 資格認定講座を受講 (1 講座 1 ポイント)
- ② 事例研究会 (オンライン開催含む) に参加 (1 回 1 ポイント)、発表 (1 回 2 ポイント)
- ③ 研究大会に参加 (1 日 3 ポイント、両日参加 6 ポイント)

※更新申請期間は、有効期限の前後 6 ヶ月間とする。有効期限を 6 ヶ月以上過ぎての更新申請は原則としてできない。

(5) 資格更新申請に必要な書類等について

- ① 自閉症スペクトラム支援士更新申請書 (I・II) 各 1 通
- ② 写真 5 cm×4 cm 2 枚
写真は、ア.申請書貼り付け用、イ.認定証カード用、の計 2 枚必要。裏面に記名のこと。また、画像のきめが粗いものや不鮮明な写真は避け、撮影後 1 年以内のものとする。認定証カード用写真は、クリップで、申請書に添付する。
- ③ 申請料郵便振替受領証の写し又は振込明細票 (資格更新申請料 5,000 円)
※紛失を避けるため、A4 用紙に糊付けしてご提出ください。
- ④ 取得ポイントを証明する受講証または参加証の写し
※申請書 (II) の資料 No.と同じ No.をそれぞれの証明書の右上に記入のこと。

(6) 認定審査及び登録について

受理された申請書類は、次に開催される資格認定委員会 (年 2 回、3 月と 8 月に開催予定) にて審査され、審査結果が各申請者に通知される。認定更新を認められた申請者は、所定の期間内に登録手続きを行う (更新登録料 15,000 円)。

登録完了者に「自閉症スペクトラム支援士 (ADVANCED)」の認定証及び認定証カードが送付される。

注意事項

- ① ADVANCED の申請・更新時に一度使ったポイントは、次回更新、または種別変更申請には使えません。
- ② 申請には資格認定講座受講証、研究大会参加証の写しが必要です。参加の際はお手元にて保管をお願いいたします。

3 自閉症スペクトラム支援士（EXPERT）の申請について

※自閉症スペクトラム支援士（ADVANCED）取得後、3年を経過すれば、必要条件を満たした上で、資格種別変更（ADVANCED→EXPERT）を申請することができる。有効期限を過ぎての種別更新申請はできない。

（種別変更申請料 5,000 円・種別変更登録料 15,000 円）

(1) 申請に必要な書類等について

- ① 自閉症スペクトラム支援士申請書（Ⅰ・Ⅱ）各 1 通
- ② 写真 5 cm×4 cm 2 枚
写真は、ア.申請書貼り付け用、イ.認定証カード用、の計 2 枚必要。裏面に記名のこと。また、画像のきめが粗いものや不鮮明な写真は避け、撮影後 1 年以内のものとする。認定証カード用写真は、クリップで、申請書に添付する。
- ③ 申請料郵便振替受領証の写し又は振込明細票（種別変更申請料 5,000 円）
※紛失を避けるため、A4 用紙に糊付けしてご提出ください。
- ④ 必要な添付書類（下記(2)に説明）
※申請書（Ⅱ）の資料 No.と同じ No.をそれぞれの証明書の右上に記入のこと。

(2) 申請書に添付する書類について

- ① 学歴
■最終学歴の証明書又は卒業証書の写し
- ② 学位・免許・資格
■学位・免許・資格証の写し等、資格を証明するもの
但し、免許・資格については資格申請要件にてらして、「自閉症スペクトラム支援士」の資格に関連するものとする。教員免許・保育士・医師・看護師・公認心理師・心理士等
- ③ 資格認定講座受講歴
取得要件 自閉症スペクトラム支援士（ADVANCED）資格取得後、10 ポイント以上（うち事例研究会での発表 2 ポイント以上を含むものとする）
■講座受講証の写し
- ④ 研究大会参加歴
取得要件 自閉症スペクトラム支援士（ADVANCED）資格を取得した後、研究大会 2 日間参加
■研究大会参加証の写し
- ⑤ 実践歴
取得要件 自閉症スペクトラム支援士（ADVANCED）資格を取得した後、3年以上の実践・（常勤・非常勤問わず）職歴・在職証明
■在職証明書（別紙 1）
・在職証明書（別紙 1）は、所属長による証明と公印が必要。
- ⑥ 研究歴
取得要件 自閉症スペクトラム支援士（ADVANCED）資格取得後、以下のア～ウのうち 3 件以上（アを 1 件、イを 1 件含むものとする）
ア 本学会の研究大会での筆頭発表（口頭・ポスター・シンポジウム等）〈注 1〉
イ 学会誌「自閉症スペクトラム研究」への論文掲載
ウ その他学術誌等への論文掲載（自閉スペクトラムに関するもの）
〈注 1〉シンポジウムの筆頭は、企画者とする
■研究発表の概要を示す資料等を添付する
- ⑦ 面接試験を受けて合格すること

(3) 認定審査及び登録について

- ① 受理された申請書類は、次に開催される資格認定委員会にて審査され、審査結果が各申請者に通知される。「自閉症スペクトラム支援士 (EXPERT)」として認定された申請者は、所定の期間内に登録手続きを行う（登録料 15,000 円）。登録完了者に「自閉症スペクトラム支援士 (EXPERT)」の認定証及び認定証カードが送付される。
- ② 「自閉症スペクトラム支援士 (EXPERT)」の有効期限は資格認定委員会開催日の翌月初日からの 5 年間とする。

(4) 資格更新について（自閉症スペクトラム支援士 (EXPERT) の有効期限 5 年間の終了後さらに 5 年間の延長を希望する場合）

資格を更新するためには、以下の要件を満たすことが必要である。

自閉症スペクトラム支援士 (EXPERT) 資格取得後の 5 年間に、以下の①～⑧のうち 2 つ以上の要件を満たし、5 ポイント以上を取得するものとする。

- ① 本学会の研究大会（オンライン開催含む）での学会・大会企画の講演・シンポジウムに講演者やシンポジストとして参加した場合（1 回 2 ポイント）
 - ② 本学会の研究大会（オンライン開催含む）において、筆頭発表（口頭・ポスター・自主シンポジウム等（注1））をすること（1 回 1 ポイント）
 - ③ 本学会の学会誌「自閉症スペクトラム研究」に筆頭著者としての論文を投稿し、掲載されること（1 回 1 ポイント）
 - ④ 本学会の資格認定講座講師または事例研究会のスーパーバイザーを務めた場合（1 回 1 ポイント）
 - ⑤ 本学会の資格認定委員会が認めた学生卒への資格（AS サポーター）養成講座の講師を務めた場合（1 回 1 ポイント）
 - ⑥ 本学会の主催する資格認定のための実習において指導担当者を務めた場合（1 回 1 ポイント）
 - ⑦ 本学会の資格認定委員会が認める自閉スペクトラム関連の研究論文の学術誌への筆頭著者としての掲載（1 回 2 ポイント）、および著者の出版（単著 1 冊 2 ポイント、共著 1 冊 1 ポイント）
 - ⑧ 本学会の資格認定委員会が認めるその他の学術上・実践上の顕著な業績（ポイント数については資格認定委員会で決定する）
- 〈注1〉シンポジウムの筆頭は、企画者とする

※更新申請期間は、有効期限の前後 6 ヶ月間とする。有効期限を 6 ヶ月以上過ぎての更新申請は原則としてできない。

(5) 資格更新申請に必要な書類等について

- ① 自閉症スペクトラム支援士更新申請書（Ⅰ・Ⅱ）各 1 通
- ② 写真 5 cm×4 cm 2 枚
写真は、ア.申請書貼り付け用、イ.認定証カード用、の計 2 枚必要。裏面に記名のこと。また、画像のきめが粗いものや不鮮明な写真は避け、撮影後 1 年以内のものとする。認定証カード用写真は、クリップで、申請書に添付する。
- ③ 申請料郵便振替受領証の写し又は振込明細票（資格更新申請料 5,000 円）
※紛失を避けるため、A4 用紙に糊付けしてご提出ください。
- ④ 取得ポイントを証明する証明書類
※申請書（Ⅱ）の資料 No.と同じ No.をそれぞれの証明書の右上に記入のこと。

(6) 認定審査及び登録について

受理された申請書類は、次に開催される資格認定委員会（年 2 回、3 月と 8 月に開催予定）にて審査され、審査結果が各申請者に通知される。認定更新を認められた申請者は、所定の期間内に登録手続きを行う（更新登録料 15,000 円）。

登録完了者に「自閉症スペクトラム支援士 (EXPART)」の認定証及び認定証カードが送

付される。

注意事項

- ① EXPART の申請・更新時に一度使ったポイントは、次回資格更新申請には使えません。
- ② 更新時に該当要件を満たしたことがわかる証明書類（大会プログラムや学会誌の掲載ページなど）の提出が必要です。申請時までには必ずご用意をお願いいたします。

II. 諸費用について

【申請費用等について】

申請料：10,000 円

登録料：30,000 円

【資格更新及び資格種別変更費用等について】

資格更新／種別変更申請料：一律 5,000 円

資格更新／種別変更登録料：一律 15,000 円

【口座情報】

郵便振替口座 00170-6-667146

名義人：日本自閉症スペクトラム学会（ニホンジヘイショウスペクトラムガクカイ）

（他の金融機関からの送金の場合）

ゆうちょ銀行 〇一九店

当座 0667146

口座名義：日本自閉症スペクトラム学会（ニホンジヘイショウスペクトラムガクカイ）

※送金手数料は自己負担となります。

※払込取扱票をご利用の際は通信欄に下記の内容を必ず明記してください。

（新規認定の場合）

「支援士資格新規認定申請料（または登録料）」、会員番号、氏名（フルネーム）

（認定更新の場合）

「支援士資格更新申請料（または登録料）」、会員番号、資格認定番号、氏名（フルネーム）

III. 書類送付について

必要な申請書類を取りそろえ、角形 2 号封筒（横 24 cm×縦 33 cm、折らずに A4 用紙が入る封筒）のオモテに「自閉症スペクトラム支援士申請書類在中」と明記し、必ず簡易書留郵便で郵送してください。よろしければ、最終ページのラベル書式をお使いください。簡易書留としない場合の事故については、一切責任を負いません。また、郵便事情による遅配もありますので余裕をもって申請してください。

宛先：〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター

NPO法人 日本自閉症スペクトラム支援協会 日本自閉症スペクトラム学会

資格認定委員会事務局

IV. 資格の取り消しについて

- 1 日本自閉症スペクトラム学会会則第 7 条により学会員としての資格を喪失した場合、5 年の有効期限内であっても自閉症スペクトラム支援士の資格を取り消す。
- 2 自閉症スペクトラム支援士資格認定委員会規定第 7 条により認定の取り消しを行う。

V. その他

- ・認定講座受講証、研究大会参加証、修了試験合格証は、申請するときに必要になりますので大切に保管してください。
- ・一度受理した申請書類および認定申請料／登録料は、理由の如何にかかわらず返還いたしません。
- ・申請書の受付日によっては、直近に開催される資格認定委員会ではなく、その次の回に提出する場合がありますので、ご了承ください。

切手を貼って
ください

= 簡易書留 =

〒162-0801

東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター

NPO法人 日本自閉症スペクトラム支援協会

日本自閉症スペクトラム学会

資格認定委員会事務局 行

自閉症スペクトラム支援士申請書類在中

新規申請 ・ 更新申請

※当てはまる方に○をつけてください

氏名
